令和7年度

教育指導部 教育指導課の方針書

組織名	教育指導部 教育指導課
所属長名	高橋　夏子

1. 組織の使命（ありたい姿）

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

2. 組織の抱える課題（現状）

・児童生徒の減少に伴い教員定数も減少し、児童生徒の学習環境が大きく変化していく状況にある。小規模化した学校においても多様な考えに触れる機会を設定するために、ICTを活用した学校間連携を推進する必要がある。
・児童生徒を「未来社会の創り手」という視点で捉え直し、児童生徒が社会の流れを肌で感じながら自律的に育つ学校への変革が必要である。
・就学前や小中学校において、児童生徒が抱える課題は複雑化かつ困難化している。中でも、原因や背景が多岐にわたる不登校児童生徒への支援や特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな配慮や支援が必要である。

3. 今年度の『スローガン』

みんなが育つ学校

4. 今年度の方針

○“自ら学ぶ子ども”の育成のための計画的・組織的な教職員研修の推進

○幼児教育と小学校教育の連携強化と特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた指導の工夫

○不登校児童生徒への支援体制といじめ対策のための実効的な組織体制の強化

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	児童生徒の「ことばの力」及び「自ら学ぶ力」の育成
	取組内容	・児童生徒に配付する新聞（小学校　年8回、中学校　年16回）の活用や読書活動を推進しながら、全ての学習活動において「ことばの力」の育成を目指して取り組む。 ・教育長訪問（各校1回）及び指導主事訪問（各校4回程度）において、「自ら学ぶ力」を育成する指導の工夫やICTの効果的な活用について、指導助言を行う。 ・英語による豊かなコミュニケーション能力を養うために、11名のALTを各小中学校に配置する。 ・ふるさとのよさや課題について、当事者意識をもち学習する機会を設定する。
(2)	実現したい成果	幼児教育から小学校教育への円滑な接続と特別支援教育の充実
	取組内容	・幼児教育から小学校教育への接続を円滑にするために、指導主事及び教育・保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問と幼小教職員合同の研修会を実施する。 ・一人ひとりに合った学びを保障するために、保護者や学校、関係機関との相談や引継を丁寧に行い、連携を図る。 ・児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう、56名の特別支援教育支援員等を効果的に活用する。
(3)	実現したい成果	不登校児童生徒支援の充実といじめの未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応
	取組内容	・横手市教育支援センター（東かがやき教室、南かがやき教室、西かがやき教室）において、児童生徒の学習や保護者相談の支援を行う。 ・学校における日々の観察やいじめアンケート調査、面談等によるいじめの積極的な認知を推進する。 ・十文字中学校区を横手市いじめ防止等対策モデル推進地区に指定し、規範意識や互いを思いやる心を育成するなど、児童生徒が主体となった関係づくりを全ての小中学校に広める。

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)児童生徒の「ことばの力」及び「自ら学ぶ力」の育成
・授業等への新聞活用及び読書活動について、各校の課題に応じた指導・助言を行った。
・図書館の活用についての学校及び公立図書館合同研修会（5月、6月）・学校司書研修会（8月）を実施した。
・教育長訪問（16校）、指導主事訪問（20校）において、授業改善の戦略や取組状況、ICTの活用について把握し、指導・助言を行った。
・外国語活動・外国語の指導主事訪問（5校）や外国語教育研修会を実施した。
・管理職との面談（5月）において、各校のふるさと教育の方針等について、指導・助言を行った。

(2)幼児教育から小学校教育への円滑な接続と特別支援教育の充実
・指導主事及び保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問（18施設）、幼少接続推進協議会（6月）、幼小教職員合同研修会（8月）を実施し、幼児教育と小学校の連携を促した。
・支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、一人一人に合った学びを保障するために活用した。
・支援員の活用について、各校の状況を把握し、指導・助言を行った。
・横手市就学相談会（8・9月）を実施した。

(3)不登校児童生徒支援の充実といじめの未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応
・教育支援センター「南かがやき教室」「西かがやき教室」「東かがやき教室」において、学校やこども・相談窓口と連携しながら、学習支援や相談等、一人一人の状況に応じた支援を行った。
・いじめの状況等調査を7月に実施し、状況把握をした上で、学校への指導・助言を行った。
・Y8サミットを開催し、各校の取組についての交流、市制施行20周年記念事業「全力！よこて祭り」のY8イベント開催に向けた企画や運営の活動を行った。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)児童生徒の「ことばの力」及び「自ら学ぶ力」の育成
・教育長訪問（4校）、指導主事訪問（20校）において、授業改善の戦略や取組状況、ICTの活用について把握し、指導・助言を行う。
・11月7日開催の公開研究会において、推進校の成果と課題を共有することを通して、各校の授業改善の推進を促す。
・学校司書研修会（11月）を実施する。
・NIEコンクール（11月）を実施する。

(2)幼児教育から小学校教育への円滑な接続と特別支援教育の充実
・指導主事及び保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問（13施設）を行う。
・幼小接続推進協議会（2月）を実施する。
・支援員の適正な配置に向けた「令和7年度支援員配置希望調査」を実施する。
・横手市就学支援委員会（10月）及び横手市就学相談会（11月）を実施する。
・就学サポートファイル“すこやか”と横手市個別の支援計画ファイル“バトン”を作成する。

(3)不登校児童生徒支援の充実といじめの未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応
・いじめの状況等調査を12月に実施し、状況把握と各学校への指導・助言を行う。
・不登校調査を実施し、状況把握と各学校への指導・助言を行う。
・Y8サミットを開催し、今年度の活動の成果や課題について意見交換を行う。
・横手市いじめ防止等対策モデル推進校（十文字中学校区の小・中学校）の取組を発表する。

8. 総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）

令和7年度

教育指導部 学校教育課の方針書

組織名	教育指導部 学校教育課
所属長名	佐藤　隆徳

1. 組織の使命（ありたい姿）

健やかに安全で安心して学べる教育環境づくりの推進

2. 組織の抱える課題（現状）

○スクールバスの事故防止と持続可能な運営管理への取り組み。
○通学路における事故防止のため、関係機関との連携により危険箇所の安全対策を図る。
○教育の機会均等を図るため、就学援助や奨学金制度の周知を進める。
○健やかな学校生活のため、児童生徒の健康の保持促進を図る。

3. 今年度の『スローガン』

学校現場のサポート役として、児童生徒を幅広くバックアップする。

4. 今年度の方針

○スクールバスの安全運行と通学路の安全確保

○就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行

○学校における保健管理の充実

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	スクールバスの安全運行と通学路の安全確保
	取組内容	・スクールバス運転手への講習会の開催等による安全運行の徹底。 ・スクールバスの適正な管理と効率的な運用を図る。 ・通学路安全推進会議や通学路合同点検を通じた安全対策の検討と実施。
(2)	実現したい成果	就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行
	取組内容	・就学援助、奨学金制度、奨学金返還支援制度について広く周知を図る。 ・各制度における受付、認定、支給、収納等の事務を適正かつ円滑に実施する。
(3)	実現したい成果	学校における保健管理の充実
	取組内容	・児童生徒健康診断、就学時健康診断等の適正な実施。 ・関係機関等との連携による小児生活習慣病予防対策事業の推進。

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)スクールバスの安全運行と通学路の安全確保
・スクールバス運転手に対して、安全運転の徹底と事故防止に向けた注意喚起を図った。
・スクールバスの乗車人数等を考慮し、バスの効率的な配置・手配を実施した。
・第1回通学路安全推進会議、通学路合同点検を7月～8月に実施し、対策必要箇所の現状確認を行った。

(2)就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行
・5月に就学援助認定審査会、奨学生選考委員会を開催し、対象者を認定・決定をした。
・奨学生募集、奨学金返還支援制度の周知のため、6月に市内各高校を訪問し、担当者への説明を行った。
・奨学金滞納者に対し、電話や通知にて納付勧奨を実施した。

(3)学校における保健管理の充実
・児童生徒健康診断は、4月より各校で予定通り行った。
・第1回小児生活習慣病予防対策会議を6月に開催し、取組内容を確認した。小児生活習慣病健診を8月より実施。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)スクールバスの安全運行と通学路における安全確保
・スクールバス運転手を対象とし、安全運転意識の向上のため講習会を開催する。
・10月に第2回通学路安全推進会議を開催し、合同点検結果を踏まえ安全対策等について検討を行う。

(2)就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行
・来年度の就学予定児童や在校生の保護者に対し、チラシやホームページ等により就学援助制度の周知を図る。
・奨学生の募集や奨学金返還支援の受付等を継続する。

(3)学校等との連携による児童生徒の保健管理の充実
・10月に就学時健康診断を各小学校と連携し実施する。
・小児生活習慣病予防対策会議を11月と2月に開催し、健診結果や取組内容について情報共有を図る。

8. 総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）

令和7年度

教育指導部　学校給食課の方針書

組織名	教育指導部　学校給食課
所属長名	遠藤　督士

1. 組織の使命（ありたい姿）

子どもの心身を育てる安全・安心な学校給食の提供

2. 組織の抱える課題（現状）

○食材の安全性と調理場の安全・衛生管理の徹底

○地場産食材の使用率の向上

3. 今年度の『スローガン』

笑顔をつなぎ心身を育む学校給食

4. 今年度の方針

○安全・安心で充実した学校給食の提供

○郷土愛を育み、健康的で正しい食習慣の形成

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	安全で信頼される学校給食の提供
	取組内容	・秋田県版HACCP認証の更新及びHACCPに基づく衛生管理の徹底 ・危機管理及び食物アレルギーへの対応マニュアルの遵守 ・第3子以降の児童生徒の給食費無償化の周知及び適正な事務執行 ・安全・安心で充実した学校給食を提供するため、給食調理・配送業務委託事業者と連携を密に図る。また、プロポーザル方式による今後3年間の委託事業者選定・契約締結を実施する
(2)	実現したい成果	食育と地産地消の推進
	取組内容	・横手市産の食材を使用した郷土食や季節感のある給食を提供 ・学校訪問での栄養教諭による食に関する指導や統一献立、バイキング給食等の実施 ・地元農家会や納入業者との連携・情報共有を図る ・地場産使用率向上に向けた新たな取り組みの継続
(3)	実現したい成果	学校給食費滞納額の収納率向上
	取組内容	・学校給食費未納者への督促・催告書の送付 ・電話、手紙、臨戸訪問などによる納付指導を行う ・未納者の児童手当を窓口支給に切り替え、納付相談を実施 ・不能欠損処理も含めた徴収の見込みのない債権の整理を進める

6．方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)安全で信頼される学校給食の提供
・異物混入防止や衛生管理の徹底について、調理員や食材納入業者へ注意喚起を行った。
・給食だよりにおいて、あらためて第3子以降の児童生徒の給食費無償化事業の周知を図った。
・9月26日にプロポーザル審査会を開催し、令和8年度からの給食調理・配送業務委託事業者を選定した。（横手：調理、平鹿・雄物川：調理及び配送業務）
（2）食育と地産地消の推進
・栄養教諭の定期的な学校訪問による食の指導の実施、横手市産食材を使用した「よこてだいすき給食」を実施した。
・食材納入業者と意見交換会を行い、横手市産野菜の計画的な活用について情報共有を図った。
・昨年度、学校給食野菜出荷農家会及び関係機関と話し合いの場を設け、新たな取り組みとして、まずは農家会への会員募集を行った。
（3）学校給食費滞納額の収納率向上
・滞納者への催告書発送、2期以上未納者への自宅訪問を実施し、納付指導を行った。

7．年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)安全で信頼される学校給食の提供
・秋田県版HACCP認証の更新手続きを保健所に指示を仰ぎながら確実に実施する。
・ノロウイルス等発生時期を迎えることから、日頃の健康観察を十分に行いセンター内での感染予防を徹底する。
・異物混入時の対応等について学校給食危機管理マニュアルの見直しを図る。
（2）食育と地産地消の推進
・引き続き栄養教諭の学校訪問による食の指導の実施、郷土食や横手市産食材を使用した給食の提供を行う。
・学校行事は可能な限り受け入れていく（試食会、見学会、バイキング給食）。
・学校給食野菜出荷農家会への会員募集に対してまだ申し込みはない状況であるが、引き続き募集を行っていくとともに、状況をみながら必要に応じて話し合いの場を設ける。
（3）学校給食費滞納額の収納率向上
・2期以上未納者への自宅訪問実施の継続、未納者（不履行・無反応者）の児童手当を窓口支給に切り替え、納付相談・指導を行う。

8．総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）